

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第534号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行情）答申第121号）

事件名：「中国人民解放軍の作戦・戦闘資料集」が特定の開示請求において存在していた理由を示す文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『中国人民解放軍の作戦・戦闘資料集』（以下「資料集」という。）が平成25年2月3日付けの開示請求（2013. 2. 5－本本B1094）（以下「別件開示請求」という。）において存在していた理由を示す文書。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、情報本文書管理規則（平成18年情報本部達10号）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、防衛省情報本部（以下「情報本部」という。）の行政文書ファイル管理簿を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立書

（1）異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月26日付け防官文第3281号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の特定に誤りがある。

（2）異議申立ての理由

ア 本件開示請求に当たっては、請求の趣旨として以下イのとおり説明している。

この趣旨を理解していれば、本件開示決定における文書管理規則を特定することはあり得ず、保存期間の延長の手續に関する文書を特定してしかるべきである。

よって文書の特定をやり直して、改めて関連文書を特定すべきである。

イ 平成27年度（行情）答申第622号（以下「別件答申」という。）によると、資料集は「保存期間が1年未満と設定された行政文書」であるから、開示請求された平成25年2月3日時点では廃棄されていなければならないはずである。

それにもかかわらず資料集は存在していたので、保存期限の延長等の手続が取られたものと思料されるので、そうした関連文書についても開示請求する。

2 意見書

- (1) 「情報本部分析部において保存期間を設定」した事実を示す文書が特定されるべきである。
- (2) 資料集は、諮問庁が平成26年6月27日付け防官文第9428号において特定した文書である。
- (3) 資料集は「平成20年3月に作成した資料集であり、保存期間が1年未満と設定された行政文書」（平成27年度（行情）答申第622号）であるため、本来であれば特定された平成26年6月27日時点では廃棄され、存在しない文書である。
- (4) したがって資料集が存在するのは、「情報本部分析部において保存期間を設定」（理由説明書）したためであり、「情報本部分析部において保存期間を設定」した事実を示す文書こそが「資料集が平成25年2月3日付けの別件開示請求において存在していた理由を示す文書」となるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「資料集が平成25年2月3日付けの別件開示請求において存在していた理由を示す文書。」を求めるものであり、これに該当する行政文書として「情報本部文書管理規則（平成18年情報本部達10号）」（本件対象文書）を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年2月26日付け防官文第3281号により全部開示決定処分（原処分）を行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「文書の特定に誤りがある。」として、文書の特定をやり直して、改めて本件請求文書に該当する文書を特定するべきであると主張するが、平成25年2月3日付けの別件開示請求において特定した資料集については、情報本部分析部において、当該文書を受領した際に本件対象文書の規定に基づき、情報本部分析部において保存期間を設定し保有していたものである。

このため、本件開示請求に該当する「資料集が平成25年2月3日付けの別件開示請求において存在していた理由を示す文書。」は本件対象文書が該当するため文書の特定に誤りはなく、異議申立人の主張には理由がないため、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年5月22日 審議
- ⑤ 同年6月16日 審議
- ⑥ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、資料集が平成25年2月3日付けの別件開示請求において存在していた理由を示す文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、文書の特定に誤りがある旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 資料集は、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）が陸上自衛隊の業務の参考にするため、平成20年3月に作成したものである。資料集は、基礎情報隊では、保存期間一年未満と設定された。

イ 情報本部は、資料集を平成20年に基礎情報隊から入手し、情報本部文書管理規則（本件対象文書）31条に基づき、本件対象文書別表第2の保存期間基準のうち「5年保存」の「11 情報関係資料のうち、比較的重要なもの」に該当するものとして分類し、保存していた。

ウ 平成25年2月3日付けの別件開示請求で開示された資料集は、元々は基礎情報隊で作成されたものであるが、情報本部が入手し、保存していたものを特定し、開示したものである。

エ したがって、本件対象文書である情報本部文書管理規則が、本件開示請求に該当する文書である。

オ なお、情報本部の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、上記ア及びイの説明のとおり、資料集を含む文書を保存した平成20年に作成された行政文書ファイルについて5年の保存期間が設定されていたことが確認できた。

カ 本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は存在しない。なお、行政文書ファイル管理簿そのものについては、別件開示請求の時点で資料集が存在していた事実を示す文書であっても理由を示すものではないから、本件請求文書には該当しないと解した。

キ また、別件答申に係る開示請求において、情報本部の行政文書ファ

イル管理簿が特定されなかったのは、当該開示請求が「基礎情報隊において資料集を保存ないし作成したことを示す文書」の開示を求めるものであったためである。

- (2) 当審査会事務局職員をして本件対象文書及び情報本部の行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認させたところ、その内容は諮問庁の上記(1)アないしウ及びオの説明のとおりであり、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められる。

一方、諮問庁は、情報本部の行政文書ファイル管理簿については、別件開示請求の時点で存在していた事実を示す文書であっても理由を示す文書ではないので本件請求文書に該当しないと主張する。しかしながら、当該管理簿により、資料集につき保存期間が実際に5年と設定されたことが分かるのであるから、当該管理簿は本件請求文書に該当すると認められる。

したがって、新たに当該管理簿を対象として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として情報本部の行政文書ファイル管理簿を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久